平成２１年（フ）第２１７号
長野県下伊那郡喬木村阿島66―５、住民票上の住所長野県松本市大字笹賀5230番地
破産者　内川　光雄
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３２９０号
名古屋市中区上前津２丁目14番７号　上前津ハイネス601号、申立て時の住所名古屋市南区大磯通４丁目15番地　美谷レジデンス108号
破産者　八木　　誠
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９０号
愛知県大府市江端町６丁目70番地　フローレンス大峯Ｃ―103号、住民票上の住所愛知県半田市柊町３丁目５番地の10
破産者　安東　英樹
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
岐阜県中津川市茄子川111番地の94
破産者　伊藤　栄二
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１号
名古屋市天白区植田南２丁目113番地　メゾン植田６Ｂ号、開始決定時の住所愛知県豊明市新田町広長19番地６　エスポア豊明Ⅴ604号
破産者　伊藤　幸一
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
岐阜県中津川市茄子川111番地の94
破産者　伊藤千代子
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２号
北海道千歳市新富２丁目２番８―308号
破産者　池田　敏明
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４号
開始決定時の住所北海道旭川市忠和３条６丁目２番10号
破産者　嶋村　卓朗
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０号
青森県上北郡東北町旭南３丁目293番地２吉田アパート６号、住民票上の住所青森市浪館前田２丁目27番50号
破産者　木村　洋一
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
宮城県角田市横倉字金谷31番地５
破産者　佐々木　隆
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３号
宮城県角田市横倉字金谷31番地５
破産者　佐々木光子
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第３７６号
静岡県浜松市北区細江町気賀4264番地
破産者　影山　幸光
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
京都市下京区河原町通五条下る平居町64番地　ロイヤル河原町五条601、申立前の住所京都市伏見区三栖町１丁目780番地２　京都伏見アーバンコンフォート612号
破産者　善田　智子
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
京都市南区吉祥院石原西町６番地　ＲＸ吉祥院205
破産者　山添　　勝
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
広島県呉市音戸町坪井２丁目10番13号
破産者　野中　隆則
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３０７号
大分市敷戸台２丁目１番８号、開始決定時の住所大分県豊後大野市犬飼町犬飼63番地３
破産者　田中　えみ（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５４２号
沖縄県中頭郡西原町字我謝784番地の４　パレスアルカディア202号
破産者　比嘉　清美
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部